

令和7年2月6日

市政記者クラブ 様

総務局行政DX推進部行政改革推進課

中村、中井、宮島（電話 052-972-2187）

上下水道局企画経理部経営企画課

平（電話 052-972-3612）

交通局総務部人事課

辻本（電話 052-972-3823）

令和7年度定員・組織改正の概要について

令和7年度定員・組織改正の概要について、お知らせします。

1 定員の概要

施設の民営化や業務の委託化等を進める一方で、必要度・重要度の高い事務事業へ重点的に職員を配置し、市長部局等の定員を 231 人増員し、公営企業の定員を 17 人減員します。

この結果、令和 7 年度の予算定員は 214 人増員し、33,945 人となります。

事 項	6 年度	7 年度増減数 (予定)	7 年度 (予定)
予 算 定 員	33,731 人	214 人	33,945 人
市 長 部 局 等	27,072 人	231 人	27,303 人
公 営 企 業	6,659 人	△17 人	6,642 人

(注) 特別職を含まない。

○ 主な増員

事 項	定員増
アジア・アジアパラ競技大会に係る執行体制の強化	159 人
小中学校等に係る教職員の増員	73 人
D Xの推進に係る執行体制の強化	22 人
児童相談所配置基準等への対応	19 人
保育士配置基準改正への対応	12 人

○ 主な減員

(1) 施設の見直しによる行政組織の廃止

事 項	定員減
厚生院の業務縮小に係る執行体制の見直し	△14 人
保育所の社会福祉法人への移管（1 か所）	△10 人

(2) 委託化等による見直し

事 項	定員減
学校用務、介助、学校給食調理業務の委託化等	△31 人
ごみ収集業務の一部委託化等	△24 人

2 主な組織改正

〔 凡例： 新設 廃止 名称変更 〕

○ アジア・アジアパラ競技大会に係る執行体制（総務局）

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に向けた開催都市及び組織委員会における開催準備等対応のため、担当課長（事業調整）や課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）を増設するほか、関係局区室との連絡調整の強化に向けた課長補佐級組織を設置し、全庁による対応を行う体制を強化します。

現 行	改 正 案
総務局 アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 課長補佐（アジア・アジアパラ ②⑦ 競技大会に係る連絡調整） 担当課長（事業調整） ② 課長補佐（事業調整） ③ 課長補佐（アジア・アジアパラ ② 競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ戦略課課長補佐 を兼務 ・健康福祉局障害企画課課長補佐を兼務	総務局 アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 <u>課長補佐（アジア・アジアパラ ③⑦ 競技大会に係る連絡調整）</u> <u>担当課長（事業調整） ⑤</u> <u>課長補佐（事業調整） ⑧</u> 課長補佐（アジア・アジアパラ ② 競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ戦略課課長補佐 を兼務 ・健康福祉局障害企画課課長補佐を兼務 <u>課長補佐（大会準備・運営に係る連絡調整） ③⑩</u> ・関係局区室の課長補佐級職員が兼務

○ 都心まちづくりの推進に係る執行体制（住宅都市局）

魅力と活力にあふれた都心のまちづくりを、公民連携によるウォーカブルなまちづくりの推進や点在する低未利用地への民間再開発の誘導などによって強力に推進していくため、リニア関連都心開発部を都心まちづくり部に改め、担当課長（都心まちづくりに係る企画調整）を設置するなど、執行体制を強化します。

現 行	改 正 案
住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課	住宅都市局 <u>都心まちづくり部</u> 都心まちづくり課 <u>担当課長（都心まちづくりに 係る企画調整） ②</u> ・ウォーカブル・景観推進課長が兼務 ・交通事業推進課長が兼務 課長補佐（公有地等を活用したまちづくりの推進） 課長補佐（公民連携によるまちづくりの推進）

○ 地域共生社会の推進に係る執行体制（健康福祉局）

地域課題の複雑化・複合化に伴い、高齢福祉・障害福祉・生活困窮・保健等の各分野の枠組みを超えた支援や施策を局横断的に推進するため地域共生推進部を設置し、総合調整機能を強化します。

現 行	改 正 案
健康福祉局 担当局長（地域共生社会推進） （担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）を事務取扱） （高齢福祉部から移管） （障害福祉部から移管） 高齢福祉部 高齢福祉課 担当課長（持続可能な敬老パス制度の構築） 地域ケア推進課 （環境局担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務） 担当課長（ひきこもり等支援） （健康部担当課長（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務） 障害福祉部 障害企画課 （子ども青少年局担当課長（調整）を兼務） 担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進） （担当局長（地域共生社会推進）が事務取扱） 担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）	健康福祉局 担当局長（地域共生社会推進） （地域共生推進部長を事務取扱） 地域共生推進部 （担当局長（地域共生社会推進）が事務取扱） 地域共生推進課 ・健康部担当課長（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務 ・環境局担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務 担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整） （生活福祉部担当課長（困窮者支援に係る連絡調整）を兼務） 担当課長（バリアフリーの推進） （障害福祉部担当課長（障害者差別解消）が兼務） 担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整） 高齢福祉部 高齢福祉課 担当課長（地域包括ケアの推進） 担当課長（持続可能な敬老パス制度の構築） 廃止 廃止 障害福祉部 障害企画課 （子ども青少年局担当課長（調整）を兼務） 廃止 担当課長（障害者差別解消） （地域共生推進部担当課長（バリアフリーの推進）を兼務）

○ 教員人事に係る執行体制（教育委員会事務局）

教員団体からの金品授受に係る調査検証結果を踏まえ、組織再編により人事部を設置し、教員人事に係る執行体制を強化するとともに、職員の倫理意識向上に取り組む専任組織を設置するなど、再発防止等に向けた体制を構築します。

現 行	改 正 案
教育委員会事務局	教育委員会事務局
	人事部
	人事課 (担当課長(教員人事制度改革)を兼務)
	担当課長(倫理意識の向上) (担当課長(教員人事制度改革)を兼務)
	課長補佐(倫理意識の向上)
(教務部から移管)	教職員課
	担当課長(教員人事制度改革)② ・ 人事課長が兼務 ・ 担当課長(倫理意識の向上)が兼務
	課長補佐(教員人事制度改革)
	担当部長(教職員育成等) (教育センター所長を兼務)
	教職員研修・採用課 (教育センター総務課長を兼務)
教務部	廃止

○ 不登校児童生徒支援・いじめ対策に係る執行体制（教育委員会事務局）

すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、不登校児童生徒支援及びいじめ防止の取組みを行うため、担当課長（不登校児童生徒支援に係る企画調整）や担当課長（児童生徒支援等）を設置するなど、執行体制を強化します。

現 行	改 正 案
教育委員会事務局	教育委員会事務局
新しい学校づくり推進部	新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進課	新しい学校づくり推進課 (担当課長(不登校児童生徒支援に係る企画調整)を兼務)
	担当課長(不登校児童生徒支援に係る企画調整) (新しい学校づくり推進課長が兼務)
課長補佐(夜間中学校)	課長補佐(不登校児童生徒支援に係る企画調整)
教育支援部	教育支援部
義務教育課	義務教育課
	担当課長(児童生徒支援等)
課長補佐(いじめ防止対策) (新しい学校づくり推進課課長補佐を兼務)	課長補佐(いじめ防止対策) (新しい学校づくり推進課課長補佐を兼務)
	課長補佐(学校問題解決)